

報告第3号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年5月7日提出

天理市長 並 河 健

専決第8号

専 決 処 分 書

平成30年6月25日午後5時00分頃天理市守目堂町201番地3先の市道33号線上で発生した自転車転倒事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

令和2年4月24日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 113,921円